

規約

Essentia Herbs(エッセンシア・ハーブス)講座受講規約及び認定取得者に関する規約

第1条(規約の目的)

Essentia Herbs(エッセンシア・ハーブス※以下 Essentia Herbs とする)の理念は「フィットセラピー(植物療法)を生活に取り入れ、人と犬の健康維持・病気予防に役立てることを目標とする」ことである。

Essentia Herbs の主催する各種の講座の受講を希望する者及び受講者と Essentia Herbs の関係を規定するものである。

第2条(認定の種類)

Essentia Herbs が付与する認定は下記の4種類とする。

- ① ドッグフィットセラピーアドバイザー
- ② ドッグフィットセラピスト
- ③ ドッグフィットセラピーベーシックインストラクター
- ④ ドッグフィットセラピーインストラクター

第3条(認定の取得)

- 1 前条の認定を取得するためには、第8条で記す Essentia Herbs の主催する講座を修了し、かつ、Essentia Herbs の行う認定試験に合格しなくてはならない。
- 2 前条の認定を取得した者に対し、Essentia Herbs はディプロマ(修了書)及び、認定書を交付する。

第4条(認定の喪失)

Essentia Herbs は前条の認定取得者がこの規約に違反する行為をした場合には、その理由を通知して当該認定を剥奪することができる。

Essentia Herbs の認定を取得した者は、その認定を放棄しないかぎり、この規約を守ることとする。

第5条(Essentia Herbs の広告物の利用)

- 1 Essentia Herbs が作成又は保有する一切の本、写真、ビデオ、肖像、デザイン、ロゴマークその他の著作物は、Essentia Herbs の文書による承諾なしにこれらを複製、又は掲示、配布することを禁ずる。
- 2 前項の侵害行為を行った者に対しては、Essentia Herbs は差し止め請求及び損害賠償を求めることができる。

第6条(受講規約)

- 1 Essentia Herbs の主催する講座の受講を希望する者は、この規約に定めるところに従うこと。

- 2 受講契約の申込みの撤回又は受講契約の解除の規定(クーリングオフ条項)は、「特定商品取引に関する法律」の規定に従い、受講契約の申込みは締結が訪問販売又は電話勧誘販売の結果なされた場合のみ適用されるものとし、Essentia Herbs が行うインターネットによる受講契約の申込み又は締結の場合は適用がないものとする。

第7条(免責事項)

- 1 Essentia Herbs が行う講座に、受講者が犬と一緒に参加する場合は、その犬が受講者の飼い犬であるか否を問わず、狂犬病予防接種及びワクチン接種済みであって、かつ、各種感染症を保持していないこと条件とする。
- 2 受講者が前項の条件に違背した結果他の犬が病気に感染する、犬又は人に怪我等を与えた場合には、受講者及び犬の飼い主と、被害にあった受講者及び飼い主との間で問題を解決するものとし、Essentia Herbs は一切責任を負わないものとする。
- 3 犬が自ら自傷事故を起こした場合、又は受講者の管理が不十分で犬に何らかの損害が発生した場合にも、Essentia Herbs は一切責任を負わないものとする。
- 4 参加者一人一人のマナーとモラル遵守によって成り立つ講座であるため、上記のことに反した場合、また講座進行の妨げとなるようなことがあった場合は、講座の受講をお断りすることがある。

第8条(認定内容)

Essentia Herbs より第2条に記した認定を取得した者は、個々の認定の範囲内で有償無償を問わず、犬の飼い主に対し、個々にドッグフィットセラピーに関する正確な情報と正しい知識、実践的な使用方法などのアドバイス、また飼い主と犬との係わり合いに関するアドバイスを行うことができる。

ただし、第9条(認定外行為)の制限を守ることを義務付ける。

1 ドッグフィットセラピーアドバイザー

Essentia Herbs の講座、ドッグフィットセラピーLevel1、ドッグフィットセラピーLevel2 の全過程を修了した者を、ドッグフィットセラピーアドバイザーと認定する。

ドッグフィットセラピーアドバイザーと認定された者は、有償無償を問わず、犬の飼い主に対し、個々にドッグフィットセラピーに関するアドバイス、また飼い主と犬との係わり合いに関するアドバイスを行うことができる。

2 ドッグフィットセラピスト

Essentia Herbs の講座、ドッグフィットセラピーLevel1、ドッグフィットセラピーLevel2、ドッグフィットセラピーLevel3 の全過程を修了し、試験に合格した者をドッグフィットセラピストと認定する。

ドッグフィットセラピストを認定された者は、有償無償を問わず、犬の飼い主に対し、個々にドッグフィットセラピーに関するアドバイス、また飼い主と犬との係わり合いに関するアドバイスを行うことができる。

3 ドッグフィットセラピーベーシックインストラクター

Essentia Herbs の講座、ドッグフィットセラピーLevel1、ドッグフィットセラピーLevel2 までの全過程を修了し、ドッグフィットセラピーアドバイザーと認定された者は、ドッグフィットセラピーインストラクターコース(ベーシック)を受講することができる。

ドッグフィットセラピーインストラクターコース(ベーシック)の受講を経て、ドッグフィットセラピーベーシックインストラクターと認定される。ドッグフィットセラピーベーシックインストラクターと認定された者は、本講座にて学んだ内容の範囲内に

において、Essentia Herbs が提供するドッグフィットセラピーLevel1 (Lesson1～2)までのレジュメ、テキスト等を使用し、講師として、ドッグフィットセラピーに関する講座、ワークショップなどを開催することができる。

4 ドッグフィットセラピーインストラクター

Essentia Herbs の講座、ドッグフィットセラピーLevel1、ドッグフィットセラピーLevel2、ドッグフィットセラピーLevel3 までの全過程を修了し、ドッグフィットセラピストと認定された者は、インストラクターコース(ベーシック)の全過程を修了した後に、ドッグフィットセラピーインストラクターコース(アドバンス)を受講することができる。

ドッグフィットセラピーインストラクターコース(アドバンス)受講を経て、ドッグフィットセラピーインストラクターと認定される。ドッグフィットセラピーインストラクターと認定された者は、本講座にて学んだ内容の範囲内において、Essentia Herbs が提供したドッグフィットセラピーLevel1の全てのレジュメ、テキスト等を使用し、講師として、ドッグフィットセラピーに関する講座、ワークショップなどを開催することができる。

5 ドッグフィットセラピーベーシックインストラクター、ドッグフィットセラピーインストラクターとも、ドッグフィットセラピーに関する講座、ワークショップを開催する際は、事前に Essentia Herbs へ企画書の提出を行い Essentia Herbs のハーブを使用することを義務付けるものとする。

6 5項の提出を受け、文書にて Essentia Herbs の承諾を得たものについては、Essentia Herbs のハーブを使用する限りにおいて、「Essentia Herbs 認定講座」の名称を使用することができる。

第9条 (認定外行為)

- 1 獣医師法等の認定を有しないものが行うことができないとされる診察・治療等の行為を禁ずる。
- 2 ドッグフィットセラピーベーシックインストラクター、もしくはドッグフィットセラピーインストラクターの認定を取得していない者が、ドッグフィットセラピーに関する講座、ワークショップなどを行うことを禁ずる。
- 3 ドッグフィットセラピーベーシックインストラクター、もしくはドッグフィットセラピーインストラクターの認定を取得していない者は、Essentia Herbs の文書による承諾なしに、無断で Essentia Herbs の名称、商品にかかわる名称、講座内容などの複製、又は掲示、配布することを禁ずる。
- 4 ドッグフィットセラピーLevel1 講座は、認定を行う講座ではないため、有償無償を問わず、犬の飼い主に対し、個々にドッグフィットセラピーに関するアドバイスや講座、ワークショップ、複数の人に対してのデモンストレーションなどを行うことを禁ずる。
- 5 各個人での証書類の発行は一切禁止する。

以上

Essentia Herbs
堂山 ゆうこ